内閣府令第

号

銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和三十三年法律第六号) 第二条第一項、第九条の三第一項、第二十一条の三

第一項及び第二項、第二十四条の二第八項において準用する第八条第十項、第二十四条の二第十一項、第三

十条の二並びに第三十条の三の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令

を次のように定める。

平成十八年 月 日

内閣総理大臣 小泉 純一郎

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和三十三年総理府令第十六号)の一部を次のように改正する。

第一条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「 (届出及び申請の手続) 」を付し、同条の次に次の二

条を加える。

弾丸の運動エネルギーの値の測定の方法)

第一条の二 法第二条第一項又は第二十一条の三第一項の内閣府令で定める弾丸の運動エネルギー(単位は

、ジュールとする。以下同じ。) の値の測定は、次に掲げるものに基づき算出することにより行うものと

す る。

水平方向に発射された弾丸が弾道の上における銃口から水平距離でそれぞれ ・七五メートルの点と

・二五メートルの点との間を移動する速さを、室内においてその温度が二十度から三十五度までのも

のである場合に測定したときにおける測定値

二弾丸の質量の測定値

人の生命に危険を及ぼし得る弾丸の運動エネルギーの値)

第一条の三 弾丸の運動エネルギーにつき法第二条第一項の内閣府令で定める値は、弾丸を発射する方向に

垂直な当該弾丸の断面の面積(単位は、平方センチメートルとする。第十六条の三において同じ。)のう

ち最大のものに二十を乗じた値とする。

第二条に見出しとして「 (捕鯨用標識銃製造業等の届出の手続) 」を付する。

第二条の二に見出しとして「 (人命救助等に従事する者の届出の手続) 」を付する。

第三条に見出しとして「 (教習射撃場を設置する者等の使用人の届出の手続) 」を付する。

ಠ್ಠ

第十六条の二の次に次の二条を加える。

(人を傷害し得る弾丸の運動エネルギーの値)

第十六条の三 弾丸の運動エネルギー につき法第二十一条の三第一項の内閣府令で定める値は、 弾丸を発射

する方向に垂直な当該弾丸の断面であつて当該弾丸の前端からの距離が○・三センチメートル以内のもの

に係る面積のうち最大のものに三・五を乗じた値とする。

(準空気銃製造業等の届出の手続)

第十六条の四 法第二十一条の三第一項第四号の規定により、都道府県公安委員会に届け出ようとする者は

別記様式第十四号の三の準空気銃製造等届出書三通を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に

提出するものとする。

2 前項に規定する届出をした者は、当該届出書の記載事項に変更を生じた場合においては、 別記様式第十

四号の三の準空気銃製造等届出書三通に、当該変更事項を朱書して事業場の所在地を管轄する都道府県公

安委員会に届け出なければならない。

3 通のうち一通に届出を受理した旨を記載して、これを届出者に交付するものとする。 第一項に規定する届出又は前項の規定による届出を受けた都道府県公安委員会は、 提出された届出書三

4 届出をした都道府県公安委員会にその旨を届け出なければならない。 第一項に規定する届出をした者は、その届出に係る事業を廃止した場合においては、 同項の規定により

第十七条の二第二項及び第三項中「別記様式第十四号の三」を「別記様式第十四号の四」に改める。

第十七条の三第二項中「別記様式第十四号の三」を「別記様式第十四号の四」に、「別記様式第十四号の

四」を「別記様式第十四号の五」に改める。

第二十条 (見出しを含む。) 及び第二十条の二の見出し中「又は刀剣類」を「、刀剣類又は準空気銃」に

改める。

別記様式第十四号の四を別記様式第十四号の五とし、別記様式第十四号の三を別記様式第十四号の四とし 第二十九条中「第五条の二」の下に「 (第十一条の六第二項において準用する場合を含む。) 」を加える。

別記様式第十四号の二の次に次の一様式を加える。

整理番号	
受理年月日	

準空気銃製造等届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第21条の3第1項第4号の規定により、準空気銃の の事業を次の とおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会殿

届出人 住 所

氏 名

ED

主たる事務所の名称、所在地 及び電話番号			
事業場の名称、所在地及び電 話番号			
責任者の氏名、住所及び電話 番号			
譲渡先又は輸出	出先	準空気銃の月間予定 製造 輸出	数
使 用 人	別紙のとおり)	

別紙

本 籍	
住 所	
氏 名	
生年月日	
本 籍	
住 所	
氏 名	
生年月日	
本 籍	
住 所	
氏 名	
生年月日	
本 籍	
住 所	
氏 名	
生年月日	
本 籍	
住 所	
氏 名	
生年月日	
本 籍	
住 所	
氏 名	
生年月日	
本 籍	
住 所	
氏 名	
生年月日	

備考 1 届出人は、 印欄には記載しないこと。

- 2 届出人は、一の都道府県公安委員会に対して同時に二以上の事業場について届出書を提出する場合にあつては、事業場ごとに届出書を提出すること。
- 3 届出人の住所及び氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その法人の主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 5 主たる事務所の名称、所在地及び電話番号欄には、届出人が法人の場合にあつては、その法人の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号を記載すること。
- 6 責任者の氏名、住所及び電話番号欄には、事業場の責任者の氏名、住所及び電話番号を 記載すること。
- 7 譲渡先又は輸出先欄には、譲渡先の行政庁名又は輸出先の国名を記載すること。
- 8 準空気銃の月間予定製造数又は輸出数欄には、譲渡先又は輸出先ごとに月間予定製造数 又は輸出数を記載し、月間予定製造数又は輸出数が月により著しく異なる場合にあつて は、その旨を記載すること。
- 9 不用の文字は、横線で消すこと。
- 10 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第15号(第18条関係)

						銃砲	刀剣類	等-	一時	寺保管書	
提出	年	月日	∃								
提上	出場	易戶	ſГ								
提	住	F	沂								
出者	職 氏 生年	f	業 3								
			•			_	時 保	i î	管	物件	
銃	種	類						番	号		
砲	型	式						特	徴		
刀剣類	種	類						特	徴		
	刃渡										
準空気銃	型 	式						特	徴		
	商品	名									
刀外 剣の 類刃 以物	種	類						特	徴		
備	考							•	,		
記‡	勿 件	リ刀 を 年	剣 類 一 時	保管	等取する	締 法。	第24	条(D 2	2 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 上	-
	提	出者				殿					
							66	f 扂	₹		
							<i>F)</i>	階級		氏名 印	
		1						re n	·×	M 11	
注 事	意 項		— ほ と引き	寺 保 奐 え	管 し に 行・	た 銃うこ	砲 刀 ととな	剣類	頁等から	等 の 返 還 は 、 こ の 一 時 保 管 ら 、 大 切 に 保 管 す る こ と 。	書

備考 一時保管物件欄中の該当欄以外の欄には、斜線を引くこと。

第16号(第18条関係)

			一時保管銃砲刀剣類等引継書	
提出	年	月 5	日	
提出	占 埠	易戶	所	
提	住	F	所	
出者	職 氏 生年	ŕ	業 名 日	
銃	種	類	番号	
砲	型	式	特徴	
刀劍	種	類	特 徴	
剣 類 ———	刃渡	₹IJ	10 120	
準空気銃	型	式	 	
銃	商品	名	10 124	
刀外 剣の 類刃 以物	種	類	特。徵	
備	考			
物化	統砲件を	刀引	剣類所持等取締法第24条の2第5項の規定に基づき き継ぐ。	5、上記
	1	年	月日	
	警	察署	署長殿	
			所属	
			階級 氏名	ED .

備考 許可又は登録に係る銃砲又は刀剣類については、備考欄に、当該 許可証又は登録証の番号、交付年月日、交付者名等を記載すること。

附則

(施行期日)

この府令は、 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律 (平成十八年法律第四十一号) の施行の日

(平成十八年八月二十一日)から施行する。

(経過措置)

2 この府令の施行前に交付された銃砲刀剣類等一時保管書の様式については、この府令による改正後の銃

砲刀剣類所持等取締法施行規則別記様式第十五号の様式にかかわらず、なお従前の例による。

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令案新旧対照条文 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則 (昭和三十三年総理府令第十六号) (傍線部分は改正部分)

改正案	現	行
(届出及び申請の手続)	(届出及び申請の手続)	
第一条 (略)	第一条 (略)	
2 (略)	2 (略)	
(弾丸の運動エネルギーの値の測定の方法)		
定める単丸の運動エネレギー(単立は、ジュールとする。以下同じ第一条の二 法第二条第一項又は第二十一条の三第一項の内閣府令で		
。) の値の測定は、次に掲げるものに基づき算出することにより行		
うものとする。		
水平方向に発射された弾丸が弾道の上における銃口から水平距		
離でそれぞれ・七五メートルの点と一・二五メートルの点との		
間を移動する速さを、室内においてその温度が二十度から三十五		
度までのものである場合に測定したときにおける測定値		
二 弾丸の質量の測定値		
(人の生命に危険を及ぼし得る弾丸の運動エネルギーの値)		
第一条の三 弾丸の運動エネルギーにつき法第二条第一項の内閣府令		
で定める値は、弾丸を発射する方向に垂直な当該弾丸の断面の面積		

。)のうち最大のものに二十を乗じた値とする。(単位は、平方センチメートルとする。第十六条の三において同じ	
(捕鯨用標識銃製造業等の届出の手続)	
第二条 (略)	第二条 (略)
2~4 (略)	2~4 (略)
(人命救助等に従事する者の届出の手続)	
第二条の二 (略)	第二条の二 (略)
2・3 (略)	2 · 3 (略)
(教習射撃場を設置する者等の使用人の届出の手続)	
第三条 (略)	第三条 (略)
2~5 (略)	2~5 (略)
(射撃指導員の基準)	(射撃指導員の基準)
第十一条の六 (略)	第十一条の六 (略)
	- 五 (略)
2 第五条第一項前段、第二項前段、第三項及び第四項並びに第五条	2 第五条第一項前段、第二項前段、第三項及び第四項の規定は、前
る。この場合において、第五条第四項中「空気銃の所持の許可を受の二の規定は、前項第一号括弧書の規定による推薦について準用す	- いて、同条第四項中「空気銃の所持の許可を受けている者にあつて- 項第一号括弧書の規定による推薦について準用する。この場合にお
けている者にあつては十八歳に、猟銃の所持の許可を受けている者	は十八歳に、猟銃の所持の許可を受けている者にあつては二十歳に
にあつては二十歳に満たない者」とあるのは、「二十五歳に満たな	満にない者・とあるのは、「二十五歳こ満にない者・と読み替える

(人を傷害し得る弾丸の運動エネルギーの値)

| 内のものに係る面積のうち最大のものに三・五を乗じた値とする。| 断面であつて当該弾丸の前端からの距離が〇・三センチメートル以の内閣府令で定める値は、弾丸を発射する方向に垂直な当該弾丸の第十六条の三 弾丸の運動エネルギーにつき法第二十一条の三第一項

(準空気銃製造業等の届出の手続)

委員会に提出するものとする。空気銃製造等届出書三通を事業場の所在地を管轄する都道府県公安県公安委員会に届け出ようとする者は、別記様式第十四号の三の準第十六条の四法第二十一条の三第一項第四号の規定により、都道府

- 道府県公安委員会に届け出なければならない。 出書三通に、当該変更事項を朱書して事業場の所在地を管轄する都生じた場合においては、別記様式第十四号の三の準空気銃製造等届2 前項に規定する届出をした者は、当該届出書の記載事項に変更を

(模造けん銃)

第十七条の二 (略)

都道府県公安委員会に届け出なければならない。 届出書三通に、当該変更事項を朱書して事業場の所在地を管轄する生じた場合においては、別記様式第十四号の四の模造けん銃製造等3 前項に規定する届出をした者は、当該届出書の記載事項に変更を 3

4・5 (略)

(模擬銃器に該当しない物)

第十七条の三 (略)

は、「別記様式第十四号の五の模擬銃器製造等届出書」と読み替え項中「別記様式第十四号の四の模造けん銃製造等届出書」とあるのる届出について準用する。この場合において、前条第二項及び第三規定において準用する法第二十二条の二第一項ただし書の規定により、前条第二項から第五項までの規定は、法第二十二条の三第二項の「2

るものとする。

(一時保管した銃砲、刀剣類又は準空気銃を返還しない場合の通知

(模造けん銃)

第十七条の二 (略)

製造等届出書三通を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会員会に届け出ようとする者は、別記様式第十四号の三の模造けん銃2 法第二十二条の二第一項ただし書の規定により、都道府県公安委

に提出するものとする。

都道府県公安委員会に届け出なければならない。届出書三通に、当該変更事項を朱書して事業場の所在地を管轄する生じた場合においては、別記様式第十四号の三の模造けん銃製造等」 前項に規定する届出をした者は、当該届出書の記載事項に変更を

4・5 (略)

,

第十七条の三 (略)

模擬銃器に該当しない物)

(一時保管した銃砲又は刀剣類を返還しない場合の通知)

するものとする。
第二十条の二 (略) (一時保管した銃砲又は刀剣類を売却した代金の交付)
(電磁的方法による保存等に係る基準)
、第十一条の十の二、第十一条の二十の二(第十一条の 第十一条の三十三こおって集用する場合を含む。)、第十二条の二(第五条の二(第十一条の六第二項において準用する場合 第二十九条 第五条の二、第十一条の十の二、第十一条の二十の二(
又は第十五条の二の規定による記録又は保存をする場合には、国家
公安委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。
昌十条条的の保のい